（注意）

１．各面共通関係

①　（略）

②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅

(2)共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

(3)申請建築物　法第29条第３項に規定する申請建築物

(4)他の建築物　法第29条第３項に規定する他の建築物

③　第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

２．第一面関係

①・②　（略）

③　【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　【13．非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第４条第１項に規定する床面積（⑦において同じ。）をいいます。

⑦　【14．住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。

⑧　【15．建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」、「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2)「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)（ⅰ）又は同号イ(1)（ⅱ）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載

（注意）

１．各面共通関係

①　（略）

②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅

(2)共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

（新設）

（新設）

（新設）

２．第一面関係

①・②　（略）

③　【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　【13．非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号。）第４条第１項に規定する床面積をいいます。

（新設）

⑦　【14．建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

「１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

(1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、一戸建ての住宅の場合は「（２）一戸建ての住宅」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分について「（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に記載してください。

(2)「（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第10条第１号イ(1)の基準」、「基準省令第10条第１号イ(2)の基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表に掲げる数値をいう。以下⑤において同じ。）と併せて記載してください。ＢＰＩについては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

(3)「（２）一戸建ての住宅」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ基準値（基準省令第１条第１項第２号イ（１）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）年間熱負荷係数　屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得